Confidential

資料1

第 66 回福岡市民の祭り「博多どんたく港まつり」
業務委託提案公募仕様書

２０２６年 11 月 19 日（木）

福岡市民の祭り振興会

１　委託事業名

第 66 回福岡市民の祭り「博多どんたく港まつり」業務委託

２　公募期間

2026 年 11 月 20 日（金）～2026 年 12 月４日（金）12 時必着

３　事業概要

（１）目的

福岡市民の祭りである博多どんたく港まつり（以下「博多どんたく」という。）を開催することにより、福博の伝統文化を継承及び保存し、もって福岡の経済成長に資することを目的とする。

（２）名称

第 66 回福岡市民の祭り「博多どんたく港まつり」

（３）主催

福岡市民の祭り振興会

（福岡市、福岡商工会議所、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー）

※事務局：福岡商工会議所　地域振興部（福岡市博多区博多駅前 2-9-28）

Confidential

第 66 回福岡市民の祭り「博多どんたく港まつり」
業務委託提案仕様書

1. 委託事業名	「博多どんたく港まつり」（以下「催事」という）に関する広告事務局・パレード運営支援・ツール制作
2. 委託する業務内容	１．広告事務局業務 ・広告協賛計画書作成 ・広告クライアント募集（新規・既存） ・広告協賛申込企業との連絡・調整（データ受領等） ・広告代理店（他者）との連絡調整 ・申込・納品状況等の管理 ・広告媒体制作業者との連絡・調整・発注 ・モニター報告 ・その他、本事業の目的達成のため必要な業務 ２．パレード運営支援業務 (1)パレードの運営・管理・スケジュールの策定 (2)各種業者との連絡調整 ・音響関連（どんたく広場 中州川端拠点、冷泉公園、到着地点、呉服町拠点、広場本部、天神拠点） ・天神拠点運営（ステージカー） ・パレード運営に係る資機材（看板、のぼり、サイン、交通規制関連） ・本部席、観光案内所等工事 ・地下鉄看板製作 ・提灯製作 ・提灯用シール製作 ・提灯設置、どんたく広場における電気工事 ・その他、本事業の目的達成のために必要な業務 (3)申請関係 ・どんたく広場開設にあたっての必要な申請（書類作成・提出） ・道路占有許可申請（博多区・中央区） ・道路使用許可申請（博多警察署・中央警察署） ・その他、本事業の目的達成のために必要な業務 ３．ツール制作業務 ・パンフレット企画（紙面割提案、掲載内容検討など） ・スケジュール策定 ・各行事主催者への連絡・掲載内容確認 ・原稿チェック ・制作業者への掲載指示・連絡

	・校了、納品の確認 ・配送先確認、パンフレット配送
3. 成果物の仕様・数量	(1) 広告物 (2) タブロイド紙（120,000 部） ※いずれの成果物も催事の実施日までに納品。
4. 催事の実施期日	2027 年 5 月 3 日・4 日
5. 契約期間	契約締結日から 2027 年 10 月 31 日まで
6. 業務を遂行する上で必要な事務	① 受託者は契約後、速やかに業務終了までの工程表を作成し、提出すること ② 企画検討、連絡調整のため、事務局との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと ③ 打ち合わせ以外にも、事務局と十分な協議を行うために、随時連絡調整を行うこと ④ 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること ⑤ 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して５年間保管すること ⑥ 振興会が実施する調査等に協力すること ⑦ 業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ書面により振興会の承認を得ること
7. 提出する成果物と提出期限	本業務の成果品として、事業報告書 5 部及び電子データ 1 部を 2027 年 10 月 31 日までに、委託者へ提出すること。事業報告書には、上記「事業内容」の達成状況を記載すること。
8. その他留意事項	①本書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合には委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。 ②受託者は、本事業を遂行するための個人情報、事業者情報その他当振興会の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。 ③個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。 ④本業務に係る成果物の著作権は、委託者に帰属し、委託者の他の媒体における二次利用を可能とする。 ⑤受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。 ⑥業務の履行にあたっては、委託者との連絡調整を密にし、円滑な業務遂行に努めること。 ⑦広告協賛等の収入額に応じて委託費が変動するため、委託先決定後、都度相談しながら進める。